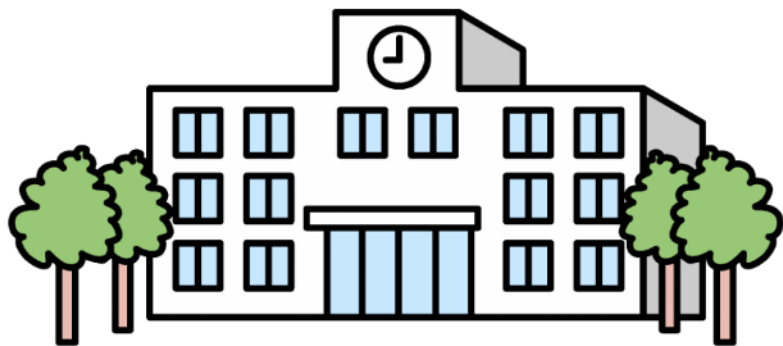


学校における特別支援教育 及び 就学までの流れ



岐阜市教育委員会
学校指導課 特別支援教育担当



今日の内容



1. 特別支援教育とは（文科省の通知より）
2. 学校における特別支援教育の場
（どのような支援の場があるのか）
3. 判定について（支援を受けるには…）
4. 就学先決定までの流れ（今後の予定）
5. 望ましい就学先決定のために
6. Q & A



1. 特別支援教育とは

1. 特別支援教育とは・・

H 1 9 「特別支援教育の推進について」
文部科学省通知より



「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援教育の推進について（平成19年文部科学省通知）より

1. 特別支援教育とは・・

H 1 9 「特別支援教育の推進について」
文部科学省通知より



つまり・・・

**発達に気がかりのある子が、
一人一人に応じた支援・指導を受けることによって、
もっている力を最大限に伸ばし、
積極的に自立し社会参加できることをめざす**



2. 特別支援教育の場

2. 特別支援教育の場



【特別支援学校】

(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)

【小学校】

◆通常の学級

◆通級指導教室

(言語障がい、LD・ADHD等)

◆特別支援学級

(知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱)

◆特別支援学校



可能な限り自立し社会参加ができるよう、障がい
の状態や発達段階に応じた教育内容、方法により、
手厚く、きめ細やかな教育を行っています。

◆5つの障がい種に区分

視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱

1クラス定員6人：担任2人

◆特別支援学校



◆視覚障がい

両眼の視力がおおむね **0.3未満**のもの又は視力以外の視機能障がい
が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形
等の視覚による認識が**不可能又は著しく困難**な程度のもの。

➡ **岐阜盲学校**

◆聴覚障がい

両耳の聴力レベルがおおむね **60デシベル以上**のもののうち、
補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが**不可能又は
著しく困難**な程度のもの。

➡ **岐阜聾学校**

◆特別支援学校



◆肢体不自由

- ① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が**不可能又は著しく困難なもの**。
- ② 上記の程度に達しないもののうち、**常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの**。



- 岐阜希望が丘特別支援学校（市内全域）（**肢体**）
- ★羽島特別支援学校（国道21号線以南）（**知・肢・病**）
- ★関特別支援学校（**肢・病**）
（三輪、藍川北、藍川東、藍川中校区）
- ★岐阜本巣特別支援学校（**知・肢・病**）
（岐阜羽島、関特支の通学区域以外）

◆特別支援学校



◆病弱

- ①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物
その他の疾患の状態が**継続して医療又は生活規制を必要とする**程度のもの
- ②身体虚弱の状態が**継続して生活規制を必要とする**程度のもの。

- ➡ **長良特別支援学校（市内全域）（病弱）**
- ★羽島特別支援学校（国道21号線以南）（知・肢・病）
- ★関特別支援学校（肢・病）
（三輪、藍川北、藍川東、藍川中校区）
- ★岐阜本巣特別支援学校（知・肢・病）
（岐阜羽島、関特支の通学区域以外）

◆特別支援学校



◆知的障がい

- ① 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに**頻繁に援助を必要とする**程度もの。
- ② 上記の程度に達しないもののうち、社会生活への適応が**著しく困難**なもの。



岐阜市立岐阜特別支援学校（市内全域）（知的）

★**羽島特別支援学校（国道21号線以南）（知・肢・病）**

★**中濃特別支援学校（知的）**

（三輪、藍川北、藍川東、藍川中校区）

★**岐阜本巣特別支援学校（知・肢・病）**

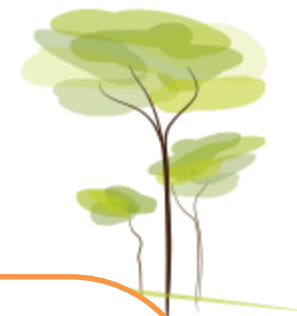
（岐阜羽島、関特支の通学区域以外）

特別支援学校での学習内容



- 教科の学習
- 日常生活の指導
衣服の着脱、排せつ、食事など基本的な生活習慣の内容やあいさつ、時間を守るなど集団生活するうえでの内容について学習する。
- 生活単元学習
生活に密着した活動、季節や行事にかかわる活動を通して、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習する。
- 自立活動
障がいによる種々の困難を改善・克服し、自立し社会参加を養うための学習をする。

障がいに応じたカリキュラム



- 1 : 教科中心に学習をすすめる
(小学校に準ずる教育課程, 下学年適用)
- 2 : 合わせた指導（「日常生活の指導」「生活単元学習」等を中心に学習をすすめる → 次ページ 例 1
- 3 : 「自立活動」を中心に学習をすすめる → 次ページ 例 2
- 4 : 教員が家庭や病院を訪問して、学習をすすめる
→訪問教育：病弱特別支援学校のみ

お子さんの状態に合わせ、学校と保護者が相談の上決定します。
お子さんの状態によっては、変わることもあります。（年度末）

<時間割例>



(例－1)

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	国語	生単	生単	算数	生単
3	図工	生単	特活	音楽	生単
4	日常生活の指導				
5	自立活動				
6		算数	自立	国語	

(例－2)

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	自立活動				
3	自立	自立	特活	自立	自立
4	日常生活の指導				
5	自立活動				
6		算数	自立	国語	

<校内環境>

体育館(病弱・肢体)

ステージが低くなっており、スロープが設置されています。車いすやバギー用に低く作られたゴールやネットもあります。



室内プール(病弱・肢体)

体が冷えないよう、温度管理されています。人工呼吸器等がぬれないよう、深さが考えられています。奥には、広いプール、横になって休息をとる場もあります。



ランチルーム(病弱・肢体)

実態に応じて、食材を刻んだりミキサーにかけたりする二次調理の場があります。車いすやバギー用にカットされたテーブル、休息をとる場所があります。



<教室環境>

ロッカー(肢体)

車いすやバギーの高さに合わせて、設置されており、使いやすくなっています。

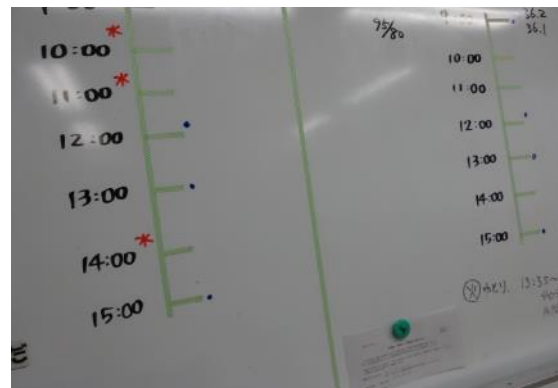


机・書見台(肢体)

車いすやバギーに合わせ、机がカットされています。視線の角度に合わせ、見ることができるような書見台等必要に応じて準備されます。休息をとるスペースも設定されています。

体調管理ボード(病弱)

水分摂取、薬の摂取、排泄等をボードに記入します。体温や脈拍、呼吸等も必要に応じて記入し、どの職員にもお子さんの状態が分かるようにしています。



<教材教具>

創作教材：騎馬座位キャスター(肢体)

児童生徒は、前方の棒につかまって騎馬座位姿勢で座ります。視野が広がり楽しめます。教師は後ろに座り、児童生徒とベルトで固定し、床面を蹴って進みます。



色ぬりブラシ(肢体)

自分で色ぬりができるようにブラシにマジックテープを付け、手や腕に巻き付けて使います。ブラシの他にスポンジや大きな筆等もあります。



操作を助ける補助具(肢体)

タブレット端末に対して直接入力が困難だったり、やり辛さを感じたりする子ども達が腕に巻きつける等して保持しやすくなっています。使用中も、タブレット端末の液晶画面と補助具の先端の接点が見えるので、自分の活動が分かりやすいです。



◆特別支援学級



一人一人の障がいの種類や特性などに配慮しながら、小学校、中学校に準じた教育を行っています。少人数の編成がなされており、一人一人に応じた効果的な指導が行われています。

お子さんの状態に合わせて、通常の学級の児童生徒と一緒に学習や活動を行います。

◆岐阜市が現在設置している特別支援学級

知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、**肢体不自由、病弱（院内学級）**

1クラス定員8人：担任1人

◆特別支援学級



◆肢体不自由

- ・補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のものである。



肢体不自由者特別支援学級
市橋小学校

◆病弱及び身体虚弱者

- 1 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のものである
- 2 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のものである



病弱特別支援学級(院内学級)
本荘小学校 黒野小学校 長森北小学校

◆特別支援学級



◆知的障がい

- ・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活の適応が困難での困難がある程度のもの。

➡ 知的障がい特別支援学級

◆自閉症・情緒障がい

- ・自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- ・主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

➡ 自閉症・情緒障がい特別支援学級

◆難聴

- ・補聴器等の使用によって通常の話声を解することが困難な程度のもの

➡ 難聴特別支援学級
明郷小学校

◆特別支援学級



◆特別支援学級設置校

障害種	小学校	中学校
知的障がい	4 2 校 4 8 学級	2 1 校 2 4 学級
自閉症・情緒障がい	4 1 校 6 5 学級	2 1 校 3 1 学級
肢体不自由	市橋小学校	精華中学校
病弱（院内学級）	本荘小学校 長森北小学校 黒野小学校	本荘中学校 長森中学校 岐北中学校
難聴	明郷小学校	岐阜中央中学校

* 該当障害種の特別支援学級が居住地の学校に設置されていない場合は、自宅住所から一番近い学校へ通う。指定学校区変更届の手続きが必要。

特別支援学級での学習内容



【知的障がい特別支援学級】

教科の学習以外に、

■生活単元学習

生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習する。

■作業学習（中学校）

■自立活動

【自閉症・情緒障がい、難聴、肢体不自由、病弱特別支援学級】

基本的に通常の学級のカリキュラムと同じ

■自立活動

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養う。

- ・心理的な安定
- ・人間関係の形成
- ・身体の動き
- ・コミュニケーション など



3. 判定について

3. 判定について



◆ どんな判定があるの？

- ・ **特別支援学校（該当障害種）で指導することが望ましい**
（視覚障がい 聴覚障がい 肢体不自由 病弱 知的障がい）
- ・ **特別支援学級（該当障害種）で指導することが望ましい**
（知的障がい 自閉症・情緒障がい 肢体不自由 難聴 病弱）
- ・ **通級指導教室（該当障害種）に通級することが望ましい**
（言語障がい LD・ADHD等）
通常学級で留意して指導する
- ・ **通常学級で留意して指導する**

3. 判定について(新就学児)



◆誰が

岐阜市教育支援委員会

- ・学識者、医療関係者、福祉関係者、行政関係者、
小・中・特別支援学校教員 30名

◆いつ

個別の就学相談会（10月末～11月初→委員会：11月11日）

※夏の就学相談会（6月末→委員会：7月22日）

◆どのような方法で

「総合的判断」

- ・お子さんの状態
- ・教育上必要な支援の内容
- ・専門家の意見
- ・本人、保護者の意見
- ・地域における教育体制整備の状況



4. 新就学児 就学先決定までの流れ

4. 就学先決定までの流れ

時 期	動 き
6月21・22・23・24日	夏の就学相談会（岐阜市教育研究所）
6月～10月	特別支援学校見学、教育相談 特別支援学級・通級指導教室見学
9～10月頃	就学時健康診断（各小学校区で）
10月25日～11月4日	個別の就学相談会（岐阜市教育研究所）
11月中旬～12月下旬	結果の通知と保護者への連絡
11月・12月	保護者の意思決定
2月以降	特別支援学級・通級の新設等設置校の決定
3月以降	在籍となる小学校への報告・通級校の連絡

4. 就学先決定までの流れ

(1) 夏の就学相談会

この会に参加された方
に対し、個別の就学相
談会までに、希望に応
じて、市教委担当者が
園等の参観を行います。

- ・ 期日 6月21日（火） 22日（水） 23日（木） 24日（金）
- ・ 場所 岐阜市教育研究所（芥見）
- ・ 対象 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室を希望する年長児
- ・ 内容
 - ◆ **説明会：特別支学級や通級指導教室等の説明（保護者のみの参加）**
Zoomで視聴できます。
説明会終了後、希望者のみ 10分程度の個別相談
 - ◆ **相談会：特別支援学校への就学の判定（親子参加）**
その後の判定の変更はできません（一人50分程度）
- ・ 主催 岐阜市教育委員会
- ・ 申込 6月13日（木）まで
（岐阜市オンライン申請総合窓口サイトより申込）
 - * 各保育園・幼稚園・児童発達支援事業所等へ案内を送付
 - * 学校指導課ホームページに掲載
 - * 広報ぎふ（6月1日号）に掲載

4. 就学先決定までの流れ

(2) 特別支援学校の見学・教育相談 特別支援学級や通級指導教室の見学

- ・ 特別支援学校見学会 6月頃～ 特別支援学校にお問い合わせください。
- ・ 特別支援学級・通級指導教室の見学
市教委より各小中学校に見学等の依頼文を発送（6月中旬）
*** 希望する学校とつながりを！**
7月中旬までに小学校に連絡を入れてください（教頭先生まで）

(3) 就学時健康診断

- ・ 期日 9月下旬～10月中旬（各家庭に郵送で通知）
- ・ 対象 令和5年度 新就学予定児童全員
* 夏の就学相談会で「判定」が確定し、特別支援学校へ入学予定の場合も参加
* お子さんの状態により配慮が必要な場合は、学校へ連絡
- ・ 場所 居住地の小学校



「個別の就学相談会」への申し込み

4. 就学先決定までの流れ

夏の就学相談会で、特別支援学校の判定が出たお子さんについては、参加の必要はありません。

(4) 個別の就学相談会

- ・ 期日 10月25日～11月4日（8日間）
- ・ 場所 岐阜市教育研究所（芥見）
- ・ 対象 **4月から**特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室での支援を希望する年長児
- ・ 目的 **望ましい就学の場についての相談**をします。
- ・ 相談担当 岐阜市教育支援委員
- ・ 相談時間 約1時間30分
- ・ 内容 発達検査、様子の観察、保護者との懇談
- ◆ 準備等 発達検査の結果、医師の診断書、療育手帳、身体障害者手帳など

「岐阜市教育支援委員会」にて審議し、**判定を出します。**

*** この会に参加しないと4月から支援を受けることができません。**

4. 就学先決定までの流れ



(5) 結果の通知と就学先の決定

【期日】 11月中旬～12月下旬

- ・ 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室 → 電話にて
- ・ 通常学級で留意、通常学級 → 郵送にて



特別支援学校への入学者確定
特別支援学級の入級希望 概ね確定
通級指導教室の通級希望 概ね確定

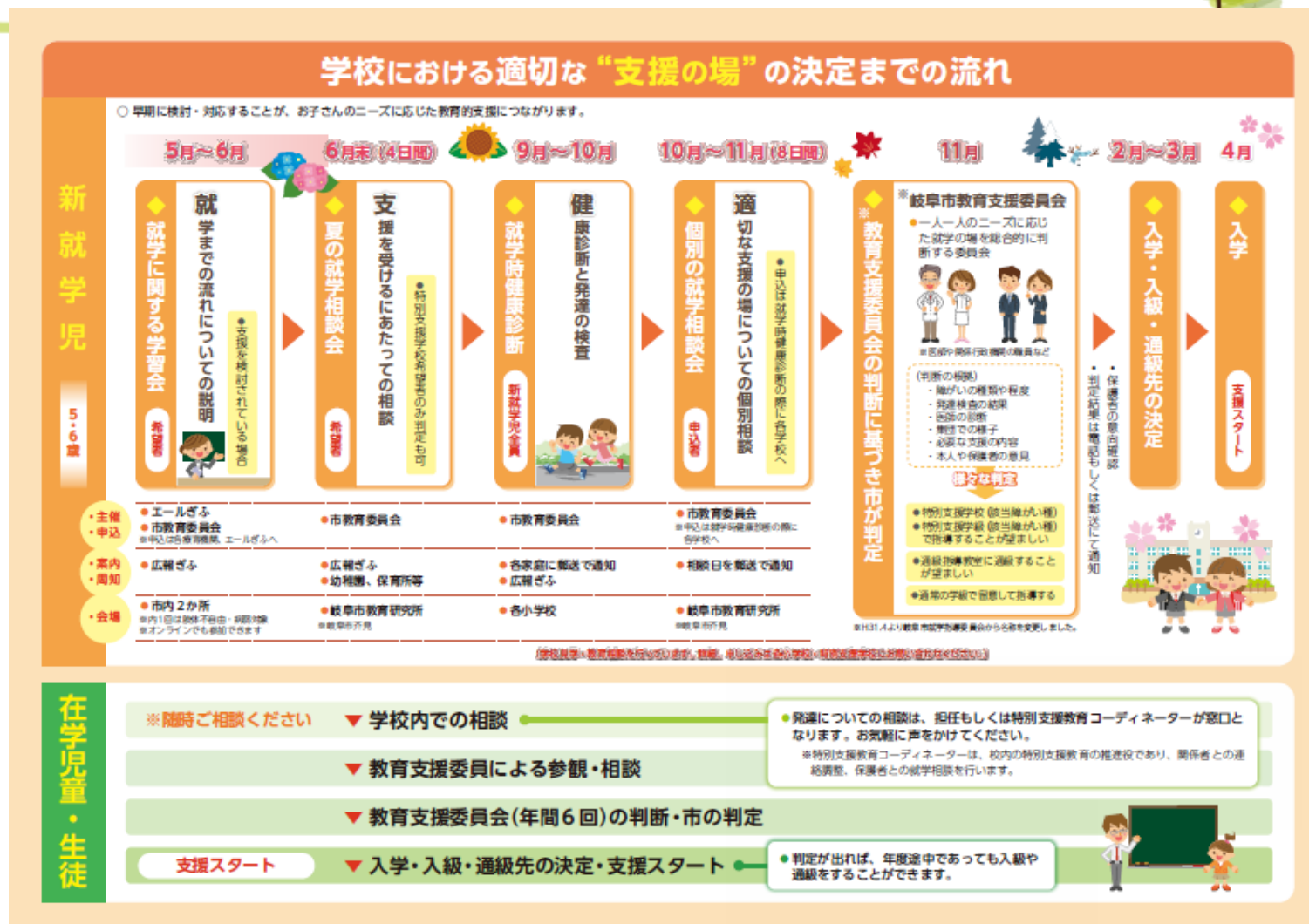
【期日】 11月下旬
11月～12月
11月～12月

2月上旬 令和4年度の特別支援学級（新設・増設）確定
2月下旬 令和4年度の通級指導教室（新設・増設）確定



(6) 通級指導教室の通級先決定 → 郵送にて 3月中旬

4. 就学先決定までの流れ



岐阜市教育委員会 特別支援教育のホームページ



5. 望ましい就学先決定 及び

小學校生活スタートのために

5. 望ましい就学先決定 及び 小学校教育生活スタートのために



特別支援学校の教育相談について

- 「特別支援学校」に通う場合は、進学を希望する特別支援学校の教育相談を受ける必要があります。
- 11月末には進学する学校を確定するため、それまでに教育相談をお願いします。
- 特別支援学校により異なりますが、8～9月頃に教育相談を開始するところが多いです。10月～11月は込み合うようです。

5. 望ましい就学先決定 及び 小学校教育スタートのために



特別支援学級・通級指導教室を希望する（視野に入れている）場合

- 居住地の小学校が、教育委員会に対して設置の申請を7月末にします。そのために、**7月中旬までに**特別支援学級や通級指導教室での支援を希望していること（視野に入れていること）を**小学校に**伝えてください。
- 見学や体験は、各小学校に申し込みをしてください。（幼児支援教室に利用している方はエールぎふが取りまとめて申し込みます。）
- 具体的支援や配慮事項等については、是非学校と相談してください。

5. 望ましい就学先決定 及び 小学校生活スタートのために



就学に向けてのポイント！

- お子さんの姿を知る。（現状、今後の成長の可能性）
- 実際の学校（学級）を見学し、相談する。
- お子さんにとって、どの教育の場が適切なのかを、様々な立場の方に相談しながら一緒に考える。
- 判断は成長と共に変わる。
その時、その時、柔軟に考える。





6. Q & A

6. Q&A



Q 肢体不自由、病弱両方を併せ有している場合は？

自宅からの距離、医師の助言、必要とする医療的ケア、保護者の希望、先の見通しの内容等により判断する。

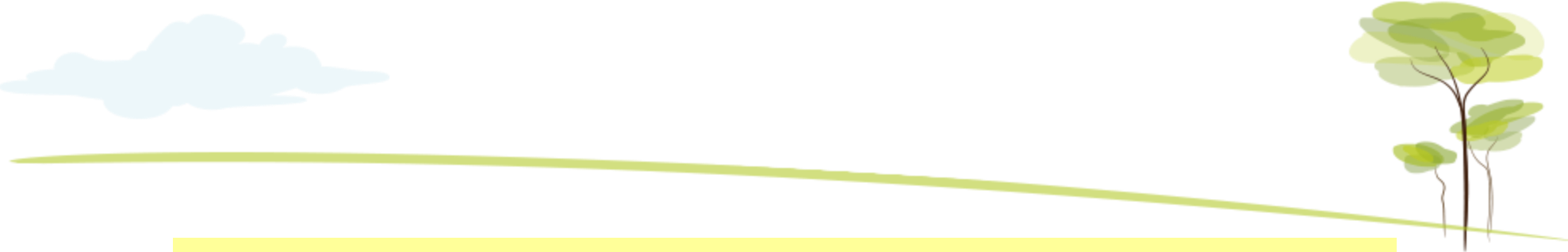
※両方の特別支援学校の「教育相談」を受け、検討する。

【確認事項】

昼間、呼吸器を使用している場合は、
「病弱特別支援学校」の判断

Q 子どもの成長に伴い、途中で学校を替わることはできる？

判断を替えること、学校を替わることは可能。
その際、岐阜市教育支援委員会で検討する。
転校は年度替わりが基本。



大切な一人ひとりの子どもたち

- * 必要な支援は？
- * 力を伸ばせる場は？

十分な相談をお願いします！

※不明な点、迷ったときは、市教委へ

